

平成21年 6月16日

各 位

会 社 名 株式会社 大 水
代表者名 代表取締役社長 清水 元一
(コード 7538 大証第二部)
問合せ先 常務取締役
管理部門担当 川北 忠良
(TEL 06-6469-3000)

当社株式の監理銘柄（審査中）指定の解除、特設注意市場銘柄の指定
ならびに改善報告書の提出請求に関するお知らせ

本日、当社は、株式会社大阪証券取引所（以下、「大証」という。）より、平成21年6月17日付で当社株式の監理銘柄（審査中）への指定を解除する旨の通知を受領いたしました。また、新たに平成21年6月17日付で当社株式を特設注意市場銘柄に指定する旨の通知を受領し、併せて改善報告書の提出を求められましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監理銘柄（審査中）指定の解除

当社株式は、当社元部長が不正取引を行っていたことに起因し、大証の定める株券上場廃止基準第2号第1項第11号a（上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると当社が認めた場合）及び同b（上場会社の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等によって、「結論を表明しない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当社が認めた場合）に該当するおそれがあることから、監理銘柄（審査中）に指定されておりましたが、同社より審査の結果、同号に該当しないと判断されたため、平成21年6月17日付で監理銘柄（審査中）の指定を解除する旨の通知を受領いたしました。

2. 特設注意市場銘柄への指定

上記1のとおり、監理銘柄（審査中）の指定は解除されましたものの、当社は、当社元部長が不正取引を行っていたことに起因し、平成21年5月11日に平成16年3月期から平成21年3月期第2四半期までの決算短信等の訂正を行うとともに、平成21年2月17日及び同年5月11日にかかる有価証券報告書及び半期報告書等の訂正報告書を提出いたしましたことから、大証において、当社の内部管理体制についての改善の必要性が高いと認められたため、当社株式を特設注意市場銘柄に指定されたものであります。

3. 改善報告書

上記2のとおり、当社は、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第23条第1項の規定に基づき、当社が会社情報の適時開示等を適正に行わず、開示体制について、大証において、改善の必要性が高いと認められたため、改善措置を記載した報告書の提出を求められました。

当社は、市場の信頼を傷つけ、大証よりこのような処分を受けたことを厳粛かつ真摯に受け止めております。当社は、信頼回復に向け、コーポレートガバナンスの更なる強化に全役員が一丸となって尽力していく所存です。

株主や投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様に対して、多大なご迷惑ご心配をおかけしておりますこととお詫び申し上げますとともに、引き続きご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上